平成２２年（フ）第４６号
山形県酒田市あきほ町665番地の５ソシアルＫ２―103号、前住所山形県酒田市若宮町１丁目３番15号
債務者　高橋まゆみ
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１３６号
群馬県高崎市新町2146番地７
債務者　箕輪　正喜
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１３７号
群馬県高崎市新町2146番地７
債務者　箕輪　美穂（旧姓矢島）
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１６１号
群馬県高崎市箕郷町生原113番地　ホワイトキャスル102号
債務者　神宮　信昭
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１６４号
群馬県藤岡市藤岡918番地
債務者　山崎　晃睦（旧姓石黒）
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１６８号
群馬県安中市高別当952番地５
債務者　飯嶋千佳子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６０４号
さいたま市南区大字太田窪2963番地　陽光台ハイツ205
債務者　青木　辰夫
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７１４号
さいたま市大宮区天沼町１丁目559番地　ストリーム天沼102
債務者　山口　詩子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７３２号
埼玉県北足立郡伊奈町寿二２丁目351番地17
債務者　尾末　和美
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７４５号
埼玉県戸田市大字新曽226番地の３　コーポ利川301号室、旧住所埼玉県戸田市大字新曽933番地の１　レーベンハイム戸田ソルヴィータ106号室
債務者　杉原　義雄
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７６８号
さいたま市見沼区大字南中丸94番地７　エクセルガーデンＥ棟201
債務者　大川　正美
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７８１号
埼玉県加須市諏訪２丁目10番22号
債務者　藤間裕一郎
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８１２号
さいたま市見沼区大字丸ヶ崎3083番地22
債務者　市川菜穂子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８１９号
埼玉県加須市陽光台２丁目843番地178
債務者　小川　幸江
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８４３号
埼玉県北足立郡伊奈町大字大針1163番地13
債務者　森岡　　香（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２８３号
埼玉県越谷市大字下間久里551番地11
債務者　佐々木久美子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２８５号
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目17番地46　シャルマン蒲生Ｂ302、前住所埼玉県狭山市狭山台１丁目31番地　１―15―206
債務者　望月　直樹
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係